経営方針

第七次中期経営計画（令和２年度～令和４年度）

基本方針

「組合員と共に創る農業・地域の未来」
～ＪＡ自己改革へのさらなる挑戦～

基本目標

Ⅰ．「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」

1．地域の特徴を生かした担い手の確保と育成
2．地域営農ビジョンの策定・実践による農業所得の拡大
3．担い手経営体のニーズに応える個別対応の強化
4．園芸振興などマーケットインに基づく農業生産の拡大
5．地域農業の振興に資する営農指導体制の強化

Ⅱ．豊かな地域社会の創造

1．組合員のアクティブ・メンバーシップの確立
2．地域協同活動の推進
3．ＪＡくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化
4．組合員・利用者の期待に応える総合事業の展開

Ⅲ．地域を支えるＪＡ経営基盤の確立

1．自己改革の実践を支える持続可能なＪＡ経営基盤の確立・強化
2．自己改革の実践を担う人材の育成と活力ある職場づくり
3．組合員の信頼にこたえるコンプライアンス態勢の充実強化

経営管理体制

当ＪＡは、事業利用を目的とした農業者等により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、地区毎の正組合員代表者により推薦された者を候補者として提示し、「総代会」において選出しています。令和２年6月には役員の任期満了に伴う改選が行われ、4名の女性役員が誕生するなど、女性の声を反映する仕組みを構築しております。

さらに、信用事業については専任担当理事を置くとともに、農業協同組合法30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

地域密着型金融推進計画

１．経営理念

当ＪＡは、平成10年に組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命とし、管内７地区の大同合併により、みやぎ仙南農業協同組合として設立されました。

以来、農業金融機関および地域金融機関として農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興、ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与するという使命を持ち、協同組織の地元金融機関として経営を続けております。

２．経営ビジョン

当ＪＡは、経営理念の実現のため、以下の基本方針の下、日々活動しております。

(1) 組合員の経済的・社会的地位の向上
(2) 地域社会の活性化・発展等に寄与する取組等地域に根ざした活動の展開
(3) 利用者の利便性および満足度の向上
(4) 金融機関としての公共性と社会的責任の認識

当ＪＡの強みは、地域に根ざした活動を長年にわたり行ってきたことです。IT化が進む現在、機械化による効率化を求めつつ、組合員とは常に顔と顔を突き合わせた情報に基づくお互いに信頼感のある関係を目指しております。

当ＪＡによる地域社会・経済への貢献は、組合員第一主義に徹し、地域への金融サービスを円滑に行い、組合員と当ＪＡが共に発展することと考えております。

３．取組方針

(1) 農業再生・組合員の生活の円滑化
(2) 経営力の強化
(3) 地域の利用者の利便性向上

４．具体的な推進計画

当ＪＡは、管内の組合員を基本構成員とし、組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命として担うとともに、農業金融機関および地域金融機関として農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興、ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与するという使命を併せ持っています。これらの使命を遂行するためには、組合員等利用者の金融ニーズに応えるとともに組合経営の安定性・健全性・透明性を維持しつつ、適切な与信を通じて資金を地域社会へ還元する事が重要です。この方針は当組合の使命とそれを遂行する手段としての与信の重要性を踏まえ、かつ金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、貸出をはじめ全ての与信に関する基本事項を定め貢献してまいります。

◎アクションプログラムに基づく具体的推進計画

(1) 顧客基盤の拡大と本・支店機能の再構築
(2) 融資体制・提案機能の強化
(3) リスク管理と不良債権処理の促進
(4) コンプライアンスの徹底と利用者対応力の強化

与信に関する基本方針（クレジットポリシー）

当組合は管内の組合員を基本構成員とし、組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命として担うとともに、農業金融機関および地域金融機関として農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興、ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与するという使命を併せ持っている。これらの使命を遂行するためには、組合員等利用者の金融ニーズに応えるとともに組合経営の安定性・健全性を維持しつつ適切な与信を通じて資金を地域社会へ還元する事が重要である。この方針は、当組合の使命とそれを遂行する手段としての与信の重要性を踏まえ、かつ金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、貸出をはじめ全ての与信に関する基本事項を定めるものである。

１．与信は次に掲げる事項を基本方針として行うものである。

(1) 農業協同組合法はじめ与信業務に関連する法令および組合内諸規程等を遵守し、社会的規範におとることなく、誠実かつ公正な与信を行う。

(2) 与信を行おうとする先の信用力・資金使途の妥当性・返済能力・与信の集中度合い等を十分に把握・検討して、資金の流動性にも配慮しつつ、当組合の使命および公共性・社会的責任の観点から、その適格性を確認したうえで与信を行う。

(3) リスクとリターンを適正に評価・判断し、安定的な収益が確保できる与信を行う。

２．与信の中でも貸出については、上記の与信全般に関する基本方針に加え、次の基本方針の基に行うものとする。

(1) 貸出先と当組合の双方の成長・発展に資する貸出を行うことを旨とし、社会的正義に反する貸出、社会通念上許されない貸出、投機的資金への貸出および返済不能を糊塗する貸出等は行ってはならない。

(2) 貸出金額・貸出期間・返済方法については、資金使途や返済財源を十分に調査・把握した上で、必要かつ妥当な金額、適正な期間・方法を設定する。なお、長期の貸出にあたっては、資金の固定化を避けるため分割返済を基本とする。

(3) 担保価値や保証能力の評価は保守的なスタンスで臨むこととするが、安易に担保・保証に依存した貸出は行わない。

(4) 職制規程等にもとづき貸出の審査・決定の手続きを適正に行うこととする。また、営業部門から独立した審査部門において二次審査を行い、健全な相互牽制体制を確保する。

(5) 事業性資金については業況・財務内容等にもとづき貸出先の状況を把握のうえ、その評価を行うことにより信用リスク管理を適切に行う。

(6) 貸出契約およびこれにともなう担保・保証契約の締結にあたっては、契約相手に対し適切な説明を行う。

(7) マニュアル等にもとづいた厳正な自己査定を実施して、常に自らの資産状況を正確に把握することにより資産の健全化を図る。